

【表3.3-2】学科別進路状況（百分率）

区 分		卒 業 者 総 数	進 学 者	専修学校 等入学者	就 職 者	そ の 他
合 計		100.0%	58.5%	22.5%	11.4%	7.6%
全 日 制	普 通	100.0%	63.4%	23.4%	6.2%	7.0%
	そ の 他	100.0%	47.3%	20.6%	26.5%	5.5%
定 時 制		100.0%	9.9%	13.5%	42.3%	34.3%

3.4.教職員

3.4.1.教職員定数

京都府の教職員の定数については、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」（以下「標準法」という。）並びに「公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律」を踏まえ措置を行っている。

【小学校及び中学校】

学級編制は標準法を標準として定めた府の基準により行っており、この学級をもとにして教員の定数配当を行っている。この基本配当定数の上に特色ある学校づくりを行うための具体の取り組みに対して支援する加配措置を行っている。

事務職員、養護教諭、栄養教諭・学校栄養職員についても、学級数、児童生徒数を基に配置基準を定め配当を行っている。

【高等学校及び特別支援学校】

高等学校などの教員定数の配置については、学校ごとの設置課程、学校規模、設置学科などが個々に異なるので、授業時間数や児童生徒数を基本としながら教員配当を行っている。教員以外の教職員の配置についても同様である。

3.4.2.公立小学校地域別職名別教職員数

平成19年5月1日現在の公立小学校地域別職名別教職員数は、【表3.4.2】のとおりである。

【表3.4.2】公立小学校地域別職名別教職員数

		乙訓	山城	南丹	中丹	丹後	京都市を 除く地域計	京都市	合計
府費 支弁 教職員	校 長	18	80	43	57	50	248	176	424
	教 頭	18	80	43	57	50	248	179	427
	教 諭	343	1,371	501	666	467	3,348	3,013	6,361
	養護教諭	18	74	39	56	45	232	171	403
	栄養教諭	7	17	3	5	6	38	36	74
	講 師	50	152	47	79	52	380	249	629
	小 計	454	1,774	676	920	670	4,494	3,824	8,318
	事務職員	19	94	45	56	48	262	194	456
	学校栄養職員	3	11	7	7	7	35	33	68
計	476	1,879	728	983	725	4,791	4,051	8,842	
市町 村費 支弁 教職員	事務職員	—	—	—	1	—	1	1	2
	学校栄養職員	8	6	—	—	—	14	—	14
	教 員	—	6	22	1	—	29	83	112
	養護職員	—	—	—	1	1	2	12	14
	そ の 他	38	221	51	32	79	421	868	1,289
	計	46	233	73	35	80	467	964	1,431
合 計	522	2,112	801	1,018	805	5,258	5,015	10,273	

3.4.3.公立中学校地域別職名別教職員数

平成19年5月1日現在の公立中学校地域別職名別教職員数は、【表3.4.3】のとおりである。

【表3.4.3】公立中学校地域別職名別教職員数

		乙訓	山城	南丹	中丹	丹後	京都市を 除く地域計	府立	京都市	合計
府費 支弁 教職員	校 長	8	33	15	24	18	98	—	74	172
	教 頭	8	33	15	24	18	98	2	78	178
	教 諭	176	704	281	346	241	1,748	21	1,661	3,430
	養護教諭	8	32	15	23	17	95	1	78	174
	栄養教諭	—	1	1	3	4	9	—	—	9
	講 師	35	132	31	65	25	288	—	209	497
	小 計	235	935	358	485	323	2,336	24	2,100	4,460
	事務職員	8	42	17	25	19	111	1	82	194
	学校栄養職員	—	1	—	1	—	2	—	—	2
	計	243	978	375	511	342	2,449	25	2,182	4,656
市 町 村 費 支 弁 教 職 員	事務職員	—	—	—	1	—	1	—	1	2
	学校栄養職員	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	教 員	—	9	6	—	—	15	—	82	97
	養護職員	1	4	—	1	—	6	—	8	14
	そ の 他	7	38	14	13	27	99	—	140	239
計	8	51	20	15	27	121	—	231	352	
合 計	251	1,029	395	526	369	2,570	25	2,413	5,008	

3.4.4. 公立高等学校・特別支援学校職名別教職員数

平成19年 5月 1日現在の公立高等学校・特別支援学校職名別教職員数は、【表3.4.4】のとおりである。

【表3.4.4】公立高等学校・特別支援学校職名別教職員数

		府立高等学校				特別支援学校		
		全日制	定時制	通信制	計	府立	市立	計
府費 支 弁 教 職 員	校 長	47			47	10	7	17
	副校長・教頭	61	10	2	73	14	11	25
	教 諭	2,300	138	29	2,467	836	425	1,261
	養護教諭	54	6	2	62	21	12	33
	栄養教諭	—	—	—	0	7	1	8
	講 師	129	23	1	153	123	122	245
	計	2,591	177	34	2,802	1,011	578	1,589
	事務職員	272	12	5	289	66	23	89
	寄宿舎指導員	—	—	—	0	99		99
	学校栄養職員	—	—	—	0	4	5	9
	学校図書館事務員	52	4	—	56	—	—	—
	技術職員	17	1	—	18	—	—	—
	実習助手	133	6	2	141	35	—	35
	その他の職員	108	9	—	117	104	—	104
	計	582	32	7	621	308	28	336
合 計	3,173	209	41	3,423	1,319	606	1,925	

3.4.5. 教職員の職務

教職員の職務については、学校教育法第37条で小学校の教職員について次のように規定する。これを受けて、同法第60条～第62条において、高等学校の教職員の職務を規定している。

第37条 小学校には、校長、教頭、教諭、養護教諭及び事務職員を置かなければならない。

- 2 小学校には、前項に規定するもののほか、副校長、主幹教諭、指導教諭、栄養教諭その他必要な職員を置くことができる。
- 3 第1項の規定にかかわらず、副校長を置くときその他特別の事情のあるときは教頭を、養護をつかさどる1主幹教諭を置くときは養護教諭を、特別の事情のあるときは事務職員を、それぞれ置かないことができる。
- 4 校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。
- 5 副校長は、校長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

1 広辞苑によれば「つかさどる」とは、「官職として担当する。」とある。

- 6 副校長は、校長に事故があるときはその職務を代理し、校長が欠けたときはその職務を行う。この場合において、副校長が2人以上あるときは、あらかじめ校長が定めた順序で、その職務を代理し、又は行う。
- 7 教頭は、校長（副校長を置く小学校にあっては、校長及び副校長）を助け、校務を整理し、及び必要に応じ児童の教育をつかさどる。
- 8 教頭は、校長（副校長を置く小学校にあっては、校長及び副校長）に事故があるときは校長の職務を代理し、校長（副校長を置く小学校にあっては、校長及び副校長）が欠けたときは校長の職務を行う。この場合において、教頭が2人以上あるときは、あらかじめ校長が定めた順序で、校長の職務を代理し、又は行う。
- 9 主幹教諭は、校長（副校長を置く小学校にあっては、校長及び副校長）及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに児童の教育をつかさどる。
- 10 指導教諭は、児童の教育をつかさどり、並びに教諭その他の職員に対して、教育指導の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。
- 11 教諭は、児童の教育をつかさどる。
- 12 養護教諭は、児童の養護をつかさどる。
- 13 栄養教諭は、児童の栄養の指導及び管理をつかさどる。
- 14 事務職員は、事務に従事する。
- 15 助教諭は、教諭の職務を助ける。
- 16 講師は、教諭又は助教諭に準ずる職務に従事する。
- 17 養護助教諭は、養護教諭の職務を助ける。
- 18 （省略）
- 19 学校の実情に照らし必要があると認めるときは、第9項の規定にかかわらず、校長（副校長を置く小学校にあっては、校長及び副校長）及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに児童の養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を置くことができる。

第60条 高等学校には、校長、教頭、教諭及び事務職員を置かなければならない。

- 2 高等学校には、前項に規定するもののほか、副校長、主幹教諭、指導教諭養護教諭、栄養教諭、養護助教諭、実習助手、技術職員その他必要な職員を置くことができる。
- 3 第1項の規定にかかわらず、副校長を置くときは、教頭を置かないことができる。
- 4 実習助手は、実験又は実習について、教諭の職務を助ける。
- 5 特別の事情のあるときは、第1項の規定にかかわらず、教諭に代えて助教諭又は講師を置くことができる。
- 6 技術職員は、技術に従事する。

第61条 高等学校には、全日制の課程、定時制の課程又は通信制の課程のうち2以上の課程を置くときは、それぞれの課程に関する校務を分担して整理する教頭を置かなければならない。ただし、命を受けて当該課程に関する校務をつかさどる副校長が置かれる一の課程については、この限りでない。

第62条 第30条第2項、第31条、第34条、第37条第4項から第17項まで及び第19項並びに第42条から第44条までの規定は高等学校に準用する。この場合において、第30条第2項中「前項」とあるのは「第51条」と、第31条中「前条第1項」とあるのは「第51条」と読み替えるものとする。

### 3.5.高等学校教育

#### 3.5.1.高等学校教育の活性化

京都府では、高等学校教育を活性化するため、府立高校「教育改革チャレンジプラン」支援事業、英語指導助手の活用、研究指定事業などを実施している。

##### 【府立高校改革】

府立高校は、国際化、情報化、高齢化などの社会の変化や生徒の個性化・多様化の進行、生徒減少に伴う学校の小規模化など多くの課題に直面している。京都府教育委員会では、こうした課題や社会の要請に応えるため、平成15年3月に、府立高校改革の基本的な考え方や施策の骨組を示すため、「中学生から選ばれるシステムづくり」を観点とした「府立高校改革推進計画」を策定している。

平成16年7月には、もう一つの観点である「活力ある多様な教育活動が展開できる学校規模の適正化・適正配置」についての基本方針を示すものとして「府立高校改革推進計画（ ）」を策定している。

##### < 府立高校改革推進計画の基本的な方向性 >

- 新しい多様で柔軟な教育システムの構築
- 創意工夫を生かした教育活動の展開
- 主体的な選択ができる入学者選抜制度への改善
- 府立高校の規模の適正化・適正配置

実施計画と実施年度は、【表3.5.1】のとおりである。

【表3.5.1】府立高校改革推進計画（ ）に基づく実施計画

実施計画	実施内容	実施校（地域）	実施年度
第1次実施計画 (平成15年7月策定)	普通科総合選択制の導入	洛東高校	平成16年度
	総合学科の設置	南丹高校	平成16年度
	中高一貫教育の導入	洛北高校	平成16年度
	選抜制度の改善（通学区域の拡大、選抜方法の改善）	山城地域	平成16年度
第2次実施計画 (平成17年3月策定)	中高一貫教育の導入	園部高校	平成18年度
	自然科学系専門学科の新設	桃山高校、南陽高校、亀岡高校、西舞鶴高校	平成18年度
	商業に関する学科改編	大江高校	平成18年度
	普通科総合選択制の導入	大江高校	平成18年度
	選抜制度の改善（前期特色選抜の導入、通学区域の弾力化）	口丹・中丹・丹後通学圏	平成18年度
	長期欠席者特別入学者選抜の実施	朱雀高校、城陽高校、西舞鶴高校	平成18年度
第3次実施計画 (平成17年7月策定)	府立高校の再編整備（宇治市域）	城南高校、西宇治高校	平成21年度（予定）
	府立高校の再編整備（八幡市域）	京都八幡高校（旧八幡高校、旧南八幡高校）	平成19年度
	普通科総合選択制の導入	京都八幡高校（旧八幡高校）	平成18年度
第4次実施計画 (平成18年3月策定)	専門性と幅広い知識基盤を培なう専門学科の新設	山城高校、城南高校、福知山高校	平成19年度
	人間科学・福祉系統の専門学科の新設	京都八幡高校南キャンパス	平成19年度
	新しい時代の国際理解教育を推進する専門学科への改編	園部高校	平成19年度
	工業に関する学科改編	田辺高校	平成19年度
第5次実施計画 (平成20年3月策定)	通学区域の拡大と選抜制度の改善	京都市・乙訓地域	平成21年度
	福祉の心をはぐくみスペシャリストを育成する専門学科	京都八幡高校南キャンパス	
	京都ならではの多様で特色ある商業に関する学科の改編	京都すばる高校	
	工業の基礎・基本技術を身に付け地元産業の活性化に貢献できる人材の育成	峰山高校	

3.5.2. 府立高等学校授業料の減免措置

教育の機会均等の趣旨に則り、府立高等学校に在学する生徒の修学を援助するため、京都府立学校授業料等徴収条例（平成23年京都府条例第12号）第4条の規定により、次のような基準で授業料を免除している。

府立高等学校授業料の減免を受けようとする者は、次のいずれかに該当し、かつ修学意欲がおう盛であるものとする。

- (1) 保護者が生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条1項に規定する被保護者である者
- (2) 申請者の属する世帯の前年の総収入認定額が別表に定める基準以下であることにより、授業料の納入が困難な者又は児童福祉施設入所児で納入が困難な者
- (3) 申請者の属する世帯の当該年の総収入認定額が、転職、失業等により著しく減少し、基準額以下になることにより授業料の納入が困難な者
- (4) 申請者の属する世帯が災害により著しく生活が困難になった者
- (5) (1)から(4)に掲げるもののほか、教育上特に免除する必要があると認められる者

別表（平成19年度）

（単位：千円）

世帯人員	1人	2人	3人	4人	5人	6人	6人超える場合
	1,460	2,060	2,760	3,230	3,590	4,060	1人増すごとに470千円を加える
所得基準額	上記の金額に次のそれぞれの額を加算した額						
	1 母子・父子世帯（中学生以下の子どもを養育する世帯）		180千円				
	2 障害者1人につき		320千円				
	3 長期療養者 療養のために経常的に支出している金額						

### 3.5.3.高校生等修学支援事業

教育の機会均等を図り、もって社会の発展に寄与する人材の育成に資するため、勉学意欲がありながら経済的理由により修学が困難な高校生などに対し、修学資金の貸与などを行っている。

平成17年度からは、これまでの貸与制度に加え、日本育英会高校奨学金を引き継いだ内容と、高等学校等入学により必要となる修学支度金を盛り込んだ制度を創設している。

概要（平成19年度新入生の場合）

制 度		内 容
月 額	①高等学校等修学 金 貸与制度	○京都府から貸与 ○貸与額 国公立 月1万8千円以内 私立 月3万円以内 ○所得要件 4人世帯で年収約475万円以下
	②修学支援特別融 資 利子補給制度	○金融機関の融資利用者への利子補給 ○融資限度額 国公立 64万8千円 私立 108万円 ○所得要件 4人世帯で年収約475万円超かつ主たる生計維持者の年収約800万円以下
修 学 支 度 金	③高等学校等修学 支 度金貸与制度	○京都府から貸与 ○貸与額（定額） 国公立 5万円 私立 25万円 ○所得要件 ①の貸与を受ける者で主たる生計維持者の年収150万円未満
	④修学支度金特別 融 資利子補給制度	○金融機関の融資利用者への利子補給 ○融資額（定額） 国公立 5万円 私立 25万円 ○所得要件 ①の貸与を受ける者で主たる生計維持者の年収150万円以上

### 3.5.4. 府立高等学校の主な施設整備

#### (1) 府立学校再編整備事業（高等学校）

山城地域の再編整備については、新しい時代に対応した魅力ある高校づくりを目指し、再編が円滑に進むよう必要な施設整備を進めている。

#### (2) 耐震補強

安全な環境で学習できるよう、耐震診断の結果に基づいて既存建物の耐震性を向上させると共に、老朽部分の改修を行っている。

#### (3) 高等学校校舎等整備（乙訓高等学校）

府立学校の計画的な大規模整備事業の一環として、乙訓高等学校の老朽化した校舎、体育館等を改築している。

#### (4) 老朽施設の改修

教育環境の一層の改善と充実を図るため、既存校舎の外壁改修等部位別改修を行っている。

【表3.5.4】事業内容及び事業費

	学校名	事業内容	事業年度	事業費
(1)	京都八幡高等学校他2校	再編整備事業	18～20	705,000千円
(2)	城陽高等学校他7校	耐震補強事業	18～19～20	1,462,000千円
(3)	乙訓高等学校	校舎等整備	18～21	1,260,000千円
(4)	北桑田高等学校他9校	老朽改修	19	305,000千円
	鴨沂高等学校他7校	設備改修	19	65,000千円

## 4 往査対象高等学校等の概要

### 4.1. 京都八幡高等学校

#### 4.1.1. 学校運営

京都八幡高等学校の基本コンセプトは、以下のとおりである。

**科学** 客観的な方法で系統的に学習することを重視して、科学的なものの見方や考え方を育て、激しく変化する社会に柔軟かつ適格に対応する能力や資質を育成する。

**共生** 誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会の創造に向けて、あらゆる教育活動を通して人権尊重の実践的態度を育み、豊かな福祉マインドを涵養する。

**感動** 学校教育全般にわたって、今この時期が輝くように創意ある教育活動を展開し、生徒にとっては魅力ある学校、家庭及び地域社会からは信頼される学校を目指す。

4.1.2.教職員数

京都八幡高等学校の平成19年度の教職員数は、【表4.1.2】のとおりである。

【表4.1.2】教職員数

	北キャンパス			南キャンパス			総合計		
	男	女	合計	男	女	合計	男	女	合計
校長	1		1				1		1
副校長	2		2	1		1	3		3
教諭	34	10	44	23	7	30	57	17	74
養護教諭		1	1		1	1		2	2
講師	1(3)	1(3)	2(6)	1(2)	(7)	1(9)	2(5)	1(10)	3(15)
実習助手		1	1		1	1		2	2
事務長	1		1				1		1
主事等	2	1(1)	3(1)	2	1	3	4	2(1)	6(1)
学校図書館司書	1		1		1	1	1	1	2
技術職員	1	1	2	2		2	3	1	4
合計	43(3)	15(4)	58(7)	29(2)	11(7)	40(9)	72(5)	26(11)	98(16)

(注) 講師欄に非常勤講師、主事等欄に非常勤事務員を( )で外数として記入(校医等は除く)

4.1.3.進路状況

京都八幡高等学校の平成19年度卒業生の進路状況は、【表4.1.3】のとおりである。

【表4.1.3】進路状況

	北キャンパス	南キャンパス		合計
	普通	普通	商業	
大学進学	68	30	16	114
専修・各種学校	39	22	21	82
就職	40	11	27	78
自営業	0	0	0	0
家事(進学希望・その他)	21	8	13	42
総計	168	71	77	316

4.1.4.収支の状況

京都八幡高等学校の最近3年間の収支の状況は、【表4.1.4】のとおりである。

【表4.1.4】収支の状況

(単位：千円)

	H17	H18	H19
<b>【収入】</b>			
使用料及び手数料	92,976	83,275	77,028
その他	1,818	1,777	4,027
収入計	94,794	85,052	81,055
<b>【支出】</b>			
報酬	41,397	39,050	30,481
給料	502,790	514,538	454,820
職員手当等	332,089	361,374	293,001
共済費	138,222	143,469	131,640
報償費	1,364	1,110	923
旅費	10,966	9,493	9,329
需用費	57,552	55,009	57,755
役務費	6,405	6,777	7,375
委託料	116	0	0
使用料及び賃借料	2,439	2,126	2,378
備品購入費	12,916	15,482	52,588
負担金、補助金及び交付金	2,302	1,422	949
支出計	1,108,558	1,149,849	1,041,239

4.2. 農芸高等学校

4.2.1. 学校運営

本校は、日本国憲法と教育基本法の精神に基づき、社会に有意な人物として必要な高等普通教育と農業の専門教育を施し、真理を愛し、科学技術を身に付けた経営者、技術者を育成することを目的とする。

特に、自己の社会的使命を自覚させ、研究的態度と応用能力を培うことに重点を置き、近代的な農業の発展に貢献できる実践力、強い責任感と精神力を持った人材の育成を目指す。

4.2.2. 教職員数

農芸高等学校の平成19年度の教職員数は、【表4.2.2】のとおりである。

【表4.2.2】教職員数

	全日制		
	男	女	合計
校長	1		1
副校長	2		2
教諭	27	3	30
養護教諭		1	1
講師	3(2)	1(3)	4(5)
実習助手	8	1	9
事務長	1		1
主事等	2	2	4
学校図書館司書	1		1
技術職員	3		3
合計	47(2)	9(7)	56(9)

(注)( )内は非常勤職員数：外数

4.2.3. 進路状況

農芸高等学校の平成19年度卒業生の進路状況は、【表4.2.3】のとおりである。

【表4.2.3】進路状況

	全日制		合計
	農産バイオ	環境緑地	
大学進学	26	12	38
専修・各種学校	19	4	23
就職	24	11	35
自営業	0	0	0
家事（進学希望・その他）	5	0	5
総計	74	27	101

4.2.4. 収支の状況

農芸高等学校の最近3年間の収支の状況は、【表4.2.4】のとおりである。

【表4.2.4】収支の状況

（単位：千円）

	H17	H18	H19
<b>【収入】</b>			
使用料及び手数料	27,520	28,006	25,968
生産物売払収入	26,562	32,342	34,846
その他	5,586	1,701	4,325
収入計	59,668	62,049	65,139
<b>【支出】</b>			
報酬	29,860	26,688	21,490
給料	243,095	244,681	248,433
職員手当等	227,214	188,548	235,751
共済費	64,998	67,888	70,652
報償費	247	244	163
旅費	7,599	5,987	5,095
需用費	64,964	74,989	75,263
役務費	6,829	6,512	7,316
委託料	15,725	14,711	15,002
使用料及び賃借料	1,310	990	901
原材料費	1,103	798	2,457
備品購入費	13,655	9,622	26,557
負担金、補助金及び交付金	683	715	819
公課費	91	158	91
支出計	677,373	642,529	709,988

4.3. 洛北高等学校・附属中学校

4.3.1. 学校運営

確かな見通しを持って主体的に生き抜く、創造性あふれる心豊かな人間の育成

- ・ 基礎・基本の徹底を図るとともに、学力の向上及び個性の伸長を目指す。
- ・ 一人一人の進路希望の実現を図る。
- ・ 人権意識の高揚を図り、自他を重んじる実践的な態度を育成する。
- ・ 責任と規律ある態度を身につけさせるとともに、自主的精神を養う。
- ・ 国際社会に生きる資質と行動力を養う。
- ・ 生涯にわたって学習する能力と態度を養う。
- ・ 京一中の良き伝統を受け継ぎ、中高一貫教育導入を機に、京都府の中核校を目指す。
- ・ 生徒指導、学習指導を両軸として、校訓の浸透に努め、心豊かな人間の育成を目指す。
- ・ 6年一貫課程と高校3年課程の融和を図り、中学校と高等学校が一体となった組織運営を確立する。
- ・ 各課程・類・類型の特色を最大限に生かした教育の推進と特別活動等の一層の充実を図る。

4.3.2. 教職員数

洛北高等学校の平成19年度の教職員数は、【表4.3.2】のとおりである。

【表4.3.2】教職員数

	高等学校			中学校			総合計		
	男	女	合計	男	女	合計	男	女	合計
校長	1		1				1		1
副校長	1		1	1		1	2		2
教諭	40	15	55	10	4	14	50	19	69
養護教諭		1	1		1	1		2	2
講師	(3)	(3)	(6)				(3)	(3)	(6)
実習助手		2	2					2	2
事務長		1	1					1	1
主事等	1	4	5	1			2	4	6
学校図書館司書	1		1				1		1
技術職員	2	1	3				2	1	3
合計	46(3)	24(3)	70(6)	12	5	17	58(3)	29(3)	87(6)

(注) 講師欄に非常勤講師、主事等欄に非常勤事務員を( )で外数として記入(校医等は除く)

4.3.3. 進路状況

洛北高等学校の平成19年度高等学校卒業生の進路状況は、【表4.3.3】のとおりである。

【表4.3.3】進路状況

	高等学校
	普通
大学進学	216
専修・各種学校	40
就職	2
自営業	0
家事(進学希望・その他)	8
総計	266

4.3.4. 収支の状況

洛北高等学校の最近3年間の収支の状況は、【表4.3.4】のとおりである。

【表4.3.4】収支の状況

(単位: 千円)

	H17	H18	H19
<b>【収入】</b>			
使用料及び手数料	96,983	88,745	85,923
その他	1,829	1,637	1,527
収入計	98,812	90,382	87,450
<b>【支出】</b>			
報酬	15,409	16,294	18,461
給料	410,511	429,546	416,942
職員手当等	309,261	323,458	339,297
共済費	118,312	125,947	126,171
報償費	2,177	573	605
旅費	8,571	8,795	9,334
需用費	45,000	40,212	42,902
役務費	3,986	2,694	2,967
委託料	433	433	433
使用料及び賃借料	2,220	2,533	4,307
工事請負費	1,428	2,463	5,735
備品購入費	5,048	5,110	5,657
負担金、補助金及び交付金	5,244	6,328	3,350
支出計	927,601	964,388	976,162

4.4. 海洋高等学校

4.4.1. 学校運営

知・徳・体の調和のとれた発達を図り、勤労と責任を重んじ、基本的人権を尊重し、国際感覚を身に付けた、心豊かでたくましい生徒を育成する。

- ・ 専門学科としての特色を生かした学力の充実・向上及び生徒の希望進路を実現する進路指導の充実
- ・ 生徒の規範意識の醸成等、生徒指導の充実による安心・安全な学校づくり
- ・ 部活動・ボランティア活動等の充実による特別活動の活性化
- ・ 保護者、地域、小・中・高等学校、関係諸機関との連携等、開かれた学校づくりによる教育活動全体の活性化
- ・ 教職員の資質能力の向上

4.4.2. 教職員数

海洋高等学校の平成19年度の教職員数は、【表4.4.2】のとおりである。

【表4.4.2】教職員数

	全日制		
	男	女	合計
校長	1		1
副校長	2		2
教諭	22	2	24
養護教諭		1	1
講師	1(6)	1(2)	2(8)
実習教諭	2	1	3
実習助手	3	1	4
事務長	1		1
主事等	2	1	3
学校図書館司書		1	1
技術職員	12	1	13
合計	46(6)	9(2)	55(8)

(注)( )は非常勤講師

4.4.3. 進路状況

海洋高等学校の平成19年度卒業生の進路状況は、【表4.4.3】のとおりである。

【表4.4.3】進路状況

	全日制			合計
	海洋科学	海洋工学	海洋資源	
大学進学	18	7	5	30
専修・各種学校	6	6	8	20
就職	2	13	21	36
自営業	0	0	1	1
家事(進学希望・その他)	1	1	3	5
総計	27	27	38	92

4.4.4. 収支の状況

海洋高等学校の最近3年間の収支の状況は、【表4.4.4】のとおりである。

【表4.4.4】収支の状況

(単位：千円)

	H17	H18	H19
<b>【収入】</b>			
使用料及び手数料	24,427	24,166	25,869
生産物売払収入	2,223	2,283	3,324
その他	388	440	1,196
収入計	27,038	26,889	30,389
<b>【支出】</b>			
報酬	20,188	14,010	15,814
給料	233,084	243,745	246,908
職員手当等	167,652	247,499	177,258
共済費	63,526	67,486	71,018
報償費	287	278	279
旅費	11,939	12,187	11,904
需用費	67,073	54,455	71,502
役務費	3,031	3,248	3,279
委託料	5,645	6,478	6,668
使用料及び賃借料	2,561	1,136	740
原材料費	1,164	863	1,767
備品購入費	3,200	3,612	6,341
負担金、補助金及び交付金	561	498	540
支出計	579,911	655,496	614,018

4.5.西舞鶴高等学校

4.5.1.教育方針

憲法、教育基本法、その他の法令に則り、京都府教育委員会の「指導の重点」を踏まえ、科学技術の急速な進歩のもとで時代の変化に主体的に対応できるよう、知・徳・体の調和のとれた人格の形成を目指す。

このため、次の事項を重点目標とする。

学習と進路 学習と進路を重視し、生涯を通じて自発的な学習の基盤を培う。

人格と情操 基本的人権を尊重する心豊かな人間の育成を目指す。

健康安全とスポーツ 生命を大切にし、健康についての科学的認識を高め、安全な生活を営む実践力を育てる。併せて体育・スポーツの振興を図る。

4.5.2.教職員数

西舞鶴高等学校の平成19年度の教職員数は、【表4.5.2】のとおりである。

【表4.5.2】教職員数

	全日制課程			通信制課程			総合計		
	男	女	合計	男	女	合計	男	女	合計
校長	1		1				1		1
副校長	1		1	1		1	2		2
教諭	32	15	47	4	1	5	36	16	52
養護教諭		1	1		1	1		2	2
講師	3(8)	3(5)	5(13)	1(8)	(4)	1(12)	4(16)	3(9)	7(25)
実習助手		2	2		1	1		3	3
事務長	1		1				1		1
主事等	1	4	5		2	2	1	6	7
学校図書館司書		1	1					1	1
技術職員	1	1	2				1	1	2
合計	40(8)	27(5)	67(13)	6(8)	5(4)	11(12)	46(16)	32(9)	78(25)

(注) 講師欄に非常勤講師、主事等欄に非常勤事務員を( )で外数として記入(校医等は除く)

4.5.3.進路状況

西舞鶴高等学校の平成19年度卒業生の進路状況は、【表4.5.3】のとおりである。

【表4.5.3】進路状況

	全日制		通信制	合計
	普通	商業	普通	
大学進学	164	6	6	176
専修・各種学校	57	4	5	66
就職	28	12	7	47
自営業	0	0	0	0
家事（進学希望・その他）	18	3	13	34
総計	267	25	31	323

4.5.4. 収支の状況

西舞鶴高等学校の最近3年間の収支の状況は、【表4.5.4】のとおりである。

【表4.5.4】収支の状況

（単位：千円）

	H17	H18	H19
<b>【収入】</b>			
使用料及び手数料	95,300	92,256	91,297
その他	2,568	1,581	1,672
収入計	97,868	93,837	92,969
<b>【支出】</b>			
報酬	17,324	20,867	22,671
給料	344,325	346,547	339,612
職員手当等	277,975	267,084	352,566
共済費	92,267	93,918	95,245
報償費	216	249	596
旅費	9,971	9,825	9,287
需用費	28,613	29,420	31,595
役務費	3,159	2,232	2,499
委託料	59	0	0
使用料及び賃借料	343	784	1,825
工事請負費	267	2,239	0
備品購入費	6,457	5,273	5,768
負担金、補助金及び交付金	1,409	1,137	1,165
貸付金	2,338	1,176	840
支出計	784,722	780,751	863,669

4.6. 総合教育センター

4.6.1. 事業の概要

京都府における教育の振興を図るため、教職員の研修の充実、研究機能の拡充を目指し、昭和56年に京都府総合教育センター（京都市伏見区桃山毛利長門西町）を開設した。さらに、平成11年4月には、北部地域における研究・研修事業の充実を目指し、綾部市に、「京都府総合教育センター北部研修所」を開設した。

平成18年度の「教師力」向上に関する検討委員会からの提言を踏まえ、京都府の教職員研修全般を一元的にコーディネートする機関に位置づける視点などから、平成19年4月から6部1室制（総務部、企画研究部、研修・支援部、特別支援教育部、教育相談部並びに北部研修所に科学技術教育部及び北部教育相談室）に改編した。

主な事業などは次のとおりである。

- ・ 教育に関する専門的、技術的事項の研究に関すること
- ・ 教育関係職員の研修に関すること
- ・ 教育相談に関すること
- ・ 教育に関する図書及び資料の収集に関すること
- ・ 上記以外に掲げるもののほか、教育の振興に関し必要な事業

【研究事業】

実践的な調査研究を行い、学校などにおいて有効な資料を提供することを目的としており、研究成果はホームペー

ジ<sup>2</sup>上に公開するなどして活用の便宜を図っている。

【研修事業】

教職生涯を通じての資質能力の向上に資するよう、基本・専門・特別研修を体系的に整備し、実施している。

【教育相談】

トータルアドバイスセンター事業として、精神科医や臨床心理士などの専門家を交えた来所教育相談及び巡回教育相談、24時間電話教育相談「ふれあい・すこやかテレフォン」及びメール教育相談を実施するとともに、府民開放講座として「子供のこころセミナー」を開催。さらに市町村（組合）教育委員会及び府立学校が実施する教育相談及び特別支援教育に係る研修会などへの所員を派遣し、助言を行うとともにホームページ上に教育相談サイト「みえますか？子どものサイン」「きけますか？子どものサイン」を設けている。

また、学校に対する苦情への対応のための資料「信頼ある学校を創る」を教育相談の経験則から作成し、ホームページでも紹介している。

【教職員支援】

教職員の自主的研修・研究をサポートするため、19年7月に総合教育センター及び総合教育センター北部研修所にカリキュラムルームを設置し、教師力向上アドバイザーによる授業づくりや生徒指導等の相談、教育情報誌・資料の収集と提供、専門家によるカウンセリング、さらには小グループでの交流や研究に活用していただくフリースペースなどを設けている。

4.6.2. 職員数

総合教育センターの平成20年4月1日現在の職員数は、【表4.6.2】のとおりである。

【表4.6.2】職員数

	行政職	教育職	研究員	AET	嘱託	合計
所長	1					1
次長	1					1
北部研修所長	1					1
総務部	4					4
企画研究部		5	1		8	14
研修・支援部		12	8	1		21
特別支援研修部		3				3
教育相談部		4			6	10
科学技術教育部	1	7	1		4	13
北部教育相談室		1	1		3	5
合計	8	32	11	1	21	73

4.6.3. 研修講座実施状況

総合教育センターの平成19年度における教職員研修講座の実施状況は、【表4.6.3】のとおりである。

【表4.6.3】教職員研修講座実施状況

研 修 講 座		講座数	延日数（日）	延受講者数
基本研修	初任者・新規採用者研修	99	129	8,113
	教職経験別研修	16	43	1,850
	職 能 別 研 修	0	0	0
専門研修	特 別 研 修	0	0	0
	教 科 研 修	52	102	1,536
	領 域 研 修	36	60	2,109
	職 能 別 研 修	42	45	2,204
特別研修	課 程 研 修	9	18	740
合 計		254	397	16,552

2 京都府総合教育センターのホームページは、学校を総合的に支援するサイト「ITEC」と名付けられている。http://www.kyoto-be.ne.jp/ed-center/

第3 外部監査の結果及び意見

1 教育庁関係

1.1. 契約事務（最低制限価格）について

1.1.1. 契約事務の状況

京都府教育庁管理部管理課においては、府立学校等施設整備の計画、入札・発注、設計・監理・技術指導を行なっている。

管理部管理課において過去3年間に入札・発注された契約事務の状況は、【表1.1.1-1】のとおりである。なお、具体的に検討した契約事務の件数を右端の列に記載している。

【表1.1.1-1】入札形態の推移

	工事契約	一般競争入札	指名競争入札	随意契約	サンプル数
平成19年度	94	56	26	12	18
平成18年度	99	0	89	10	0
平成17年度	117	0	108	9	0

入札の際、契約内容に適合した履行を確保するために特に必要があると認めるときは、最低制限価格の設定が例外的に認められている（地方自治法施行令第167条の10第2項）。

最低制限価格制度とは、工事又は製造その他についての請負に係る入札について、当該契約の内容に適合した履行を確保するために、あらかじめ最低制限価格を設定し、当該価格を下回る価格をもって入札した者は失格とし、予定価格の制限の範囲内において最低制限価格以上の価格をもって入札した者を落札者とする制度である（京都府会計規則第154条第1項）。制度の趣旨は、極端な低入札価格による落札を防止（ダンピング防止）し、請負契約の品質を確保することにある。

なお、これに類似した制度として低入札価格調査制度がある。低入札価格調査制度とは、工事又は製造その他についての請負に係る入札について、あらかじめ基準となる価格を設定し、その基準を下回る価格により入札があった場合、入札金額の明細を調査し、

最低の入札価格によっては契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき

最低の入札価格によっては公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不合理と認められるときには次順位を落札者とするることができるものである（京都府会計規則第152条、第153条）。この制度の趣旨も、請負契約の品質を確保することである。なお、低入札価格調査制度の適用は、設計価格が5億円以上のものについて適用されている（なお、この5億円以上という基準は、平成20年11月17日より1億円以上に改訂されている）。

【表1.1.1-2】最低制限価格を設定した工事数・工事割合

平成19年度	① 全体	② うち最低 制限価格	③ うち低入札 価格調査制度	④= ②+③	④/①
一般競争入札	56	53	2	55	98.2%
指名競争入札	26	9	0	9	34.6%
合計	82	62	2	64	78.0%

【表1.1.1-2】に示したとおり、平成19年度の一般競争入札56件中53件について、最低制限価格が設けられている。また、指名競争入札26件中9件について、最低制限価格が設けられている。合計すると、実に78%もの契約で最低制限価格が設定されている。なお、最低制限価格が設定されていない契約は、委託業務に関するものである。

京都府の場合、最低制限価格は公表されないが、予定価格については公表されている。この予定価格を参考に最低制限価格をある程度合理的に推測することができる。というのも、最低制限価格は、中央公共工事制度運用連絡協議会（中央省庁等の工事発注部局で構成）で定められた公契連モデルを参考に算定されるからである。これは恣意的な最低制限価格設定を防ぐためである。

具体的には、「予定価格算出の基礎となった直接工事費の額、共通仮設費の額及び現場管理費相当額に1/5を乗じて得た額の合計額。ただし、その額が予定価格に8.5/10を乗じて得た額を超える場合にあっては8.5/10を乗じて得た額とし予定価格に2/3を乗じて得た額に満たない場合にあっては2/3を乗じて得た額」とされる（工事請負契約に係る低入札価格調査基準中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル（61.6.26）。低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の活用について（S62.2.12）。）つまり、最低制限価格は、予定価格の67%～85%の範囲になることが事前に予想されるのである。

## 1.1.2.最低制限価格についての問題点

繰り返しになるが、最低制限価格制度を設ける目的は、品質確保にある。したがって、工事業者によって品質に大きくバラツキが出るような工事（たとえば基礎工事）について、適用するのは制度の趣旨に添うものである。しかし、実態は工事内容に関わらずほぼ全ての工事に最低制限価格を設けている。「契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認めるとき」にのみ地方自治法施行令第167条の10第2項で認められた制度であるにも拘わらず、である。

しかも、最低制限価格の計算が公契連モデルを参考に算定しているため、入札業者は最低制限価格を推測できる。このため、入札業者が「いくらで工事できるか」を積上げ計算した本来の入札ではなく、「最低制限価格はいくらか？」を当てるための入札になってしまっているように見受けられる事例が散見される。

これが如実に現れているのが、洛北高等学校・附属中学校に往査した際に検討したサンプルである。平成19年度に洛北高校のLAN工事の入札が行なわれた。当該入札の予定価格は、2,566,000円（税抜）であった。この工事については最低制限価格が設定されたが、その額はちょうど予定価格の85%である2,181,000円であった。

このとき、入札業者2社が、最低制限価格+1,000円で同額入札した。これは、入札参加業者が「最低制限価格=予定価格×85%」と予想して、千円未満の端数を切り上げて入札したものと考えられる。なお、85%は前述のとおり、最低制限価格の上限である。このことから、入札の実態が、「いくらで工事できるか」を積上計算した金額の入札ではなく、「最低制限価格を当てる」入札になってしまっていると推察される。

それでは、このような入札の結果、どのような業者が落札しているのだろうか。このことを考える上で、最低制限価格割れの入札を行い失格になった業者に注目したい。そこで、最低制限価格割れになったサンプルを詳細に検討してみると、僅差で最低制限価格割れし失格になった業者のなかには、落札者よりも経営事項審査の総合評定値が優れている業者が散見された。経営事項審査とは、適正な公共工事の施工を確保するために、公共工事の入札に参加する建設業者の(1)経営規模、(2)経営状況、(3)技術力、(4)その他の審査事項を所定の審査基準によって評価する制度であり、建設業法において規定されている。建設工事の種類毎（たとえば、土木一式、建築一式、電気等）に総合評定値が算出される。

たとえば、最低制限価格が93,500,000円（税抜）の電気設備工事について、落札価格は95,000,000円であった。このとき最低制限価格割れの入札を行い失格になった業者が4者あったが、そのうち最低の入札価格は、最低制限価格をわずかに2.8%下回るだけの90,800,000円（税抜）であった。最低制限価格と比較して、この価格が、特段工事品質を損なうダンピングとは考えにくい。

そのうえ、落札者と失格者の経営事項審査の総合評定値（電気工事）を見てみると、落札者865点、失格者930点となっている。すなわち、落札者よりも失格者の方が総合評定値が高いのである。これを見る限り、落札者よりも失格者の方が、より安価で、かつ、高品質な工事を施工できたのではないかと考えられる。

ここで、平成19年度において最低制限価格割れになった入札を集計すると19件ある。これらについて試算してみると、もし最低制限価格を設定していなければ合計22,334,000円のコストを節約することができたことになる。1年間でこれだけの差異であるから、5年、10年という期間で考えた場合にはさらに大きな額になる。

ただし、最低制限価格制度の趣旨に鑑みれば、この22,334,000円の余分なコスト負担があったとしても、その結果、工事品質が維持されているのであれば、酌量の余地はある。しかし、実際には上記のとおり、落札者よりも失格者の方が経営事項審査の総合評定値が高い事例も散見されるため、最低制限価格制度が実際品質確保に貢献しているかどうかは甚だ疑問である。むしろ、個別の事例によっては、特定の工事に熟練しており、他社に比べて安価で高品質のサービスを提供できる業者を排除してしまっていることすらある。このように、最低制限価格の利用が却って京都府民の利益を損なう結果となる場合が散見され、問題がある。

これに対して次のような反論もあろう。すなわち、競争が激化することで、業者の利幅が極めて小さくなり、業者の経営を圧迫するというものである。このような反論の背景には、最低制限価格制度のもう一つの目的、業者保護がある。

しかし、監査人はここに疑問を感じた。高い価格の方が質が高い、という前提で制度を構築するならば入札制度など不要ではないだろうか。入札に参加する多くのまじめな企業の経営努力を無視するような制度を、建設業界の不況に乗じて設定するのは納得がいかない。建設業界への庇護と合理的・経済的入札制度を1つのスキームにまとめることに異論を唱えるものである。

仮に最低制限価格を撤廃すれば、さらに倒産する業者が増えることがあるかもしれない。視点を変えてここで建設業における需要と供給のバランスに眼を向けてみたい。すなわち、国土交通省の建設総合統計（年度報）によれば、平成4年度における出来高ベースでの工事費は約85兆円であるのに対し、平成19年度は約50兆円であり、実に41.2%の市場規模縮小である。それにもかかわらず、国土交通省の建設業許可業者数調査の結果によれば建設業の許可業者数は、平成4年度末で522,450業者であるのに対し、平成19年度末は、507,528業者であり、2.9%しか減少していないのである。

このように需要が41.2%減少しているなか業者数は2.9%しか減少していないという供給過剰の建設業において、業者の淘汰選別がある程度行われるのは、やむを得ないのではないだろうか。けだし、それらの業者を保護するために最低制限価格制度を維持するのは、京都府民全体にとっての利益ではない。工事業者の競争が激化し倒産が多発するのは、工事業者が供給過剰だからであり、京都府としては産業構造の転換を図ることで失業問題を解消しなければならない。

また仮に業者を保護するとしても、それは最低制限価格制度以外の方法で行うべきである。というのも、最低制限価格を設けて業者を保護するのであれば、優良な業者が残り劣悪な業者が淘汰されることが、良識ある府民の当然の期待である。ところが現実には上記の例からもわかるように、最低制限価格を設けた結果、優良な業者ではなく、比較的劣る業者が落札するケースが散見されているからである。

以上、要するに、現状の最低制限価格制度は、その本来の趣旨である品質確保に貢献しているかどうか疑問であるだけでなく、経営努力に勤しむ優良な企業が失格になることすらある。結果として、本来であれば府民が負担する必要のないコストが発生しており、問題がある。

### 1.1.3. 契約事務における改善策

現在の定率方式最低制限価格は廃止し、総合評価競争入札へ移行するべきであると考え。ただし、移行過程において、少額の工事について変動型最低制限価格制度を設け、これを適用すべきである。

総合評価競争入札とは、価格以外の技術的な要素を評価して、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約を締結するものである。京都府においても、平成20年4月1日より適用が認められている方法である。総合評価競争入札制度を採用することで、不良不適格業者によるダンピングを排除しつつ、最低制限価格を設けないことで落札価格を低減させ、府民利益を増加させることが期待できる。

ただし、総合評価競争入札制度への移行には、事務処理ルールの策定などの時間を要する。このため、総合評価競争入札制度の導入までの間、変動型最低制限価格制度を適用するべきである。

変動型最低制限価格制度とは、有効な入札の上位（金額の低い方）一定割合までの入札金額を平均し、この平均額の一定割合の金額をもって最低制限価格と決定する方法であり、入札金額に応じて最低制限価格が変動することになる。実際にこの制度を導入している地方公共団体には、桑名市（三重県）、相生市（兵庫県）、宇和島市（愛媛県）、座間市（神奈川県）、大台市（三重県）、立川市（東京都）、南アルプス市（山梨県）、長野県等がある。

そのメリットは、実際の入札金額を指標とすることで、最低制限価格が市場における実勢価格を反映したものとなることにある。また、極端な低価格での落札を防止できること、落札失格の判定を迅速に行えるため、工期への影響がないこと、低入札価格調査に伴う書類点検、事情聴取などの事務を廃止することもメリットとして挙げられる。デメリットは、品質を評価する仕組みでないため、ダンピング受注を完全には防げないことが挙げられる。このため、最終的には総合評価競争入札制度が望ましいと考えられるのである。

なお、2,500,000円以下の工事については、基本的に各府立学校等における契約となる。各府立学校等のなかでも特に北部の学校については、京都市内の学校に比べて入札に参加できる業者数が限られているため、例外的な取扱いを定める必要があるものと考えられる。

## 1.2. 土地の賃借契約について

### 1.2.1. 西舞鶴高等学校の土地の賃借契約の現状

西舞鶴高等学校は、授業やクラブ活動に使用するグラウンドとして、第1グラウンド及び第2グラウンドを有している。第1グラウンドは京都府の土地であり、第2グラウンドは、一部の府有地を除き昭和55年より舞鶴市から賃借している土地である。現在は、平成7年8月3日に新たに結んだ土地賃貸借契約を、2～3年に1度更新する形で契約が継続している。なお、平成7年度において、賃借料は年額11,614,260円とされた。

この土地の賃借料は、数年に一度増額されている。この土地賃借料の推移を路線価の推移と比較してみると【表1.2.1-1】のとおりとなる。なお、路線価<sup>3</sup>は公示地価<sup>4</sup>と相関関係があり、土地価格の動向を反映したものである。

3 広辞苑によれば、路線価とは「主要道路（路線）に面した土地に対する国税庁の評価価格」とある。

4 国土交通省ホームページによれば、「1地点について不動産鑑定士が現地を調査し、最新の取引事例やその土地からの収益の見通しなどを分析して評価を行います。さらに、地点間や地域間のバランスなどを検討し、国土交通省の土地鑑定委員会が公示価格を決定しています。」(抜粋)とある。上記路線価は、この公示価格の概ね80%程度になるように設定されている、とされている。

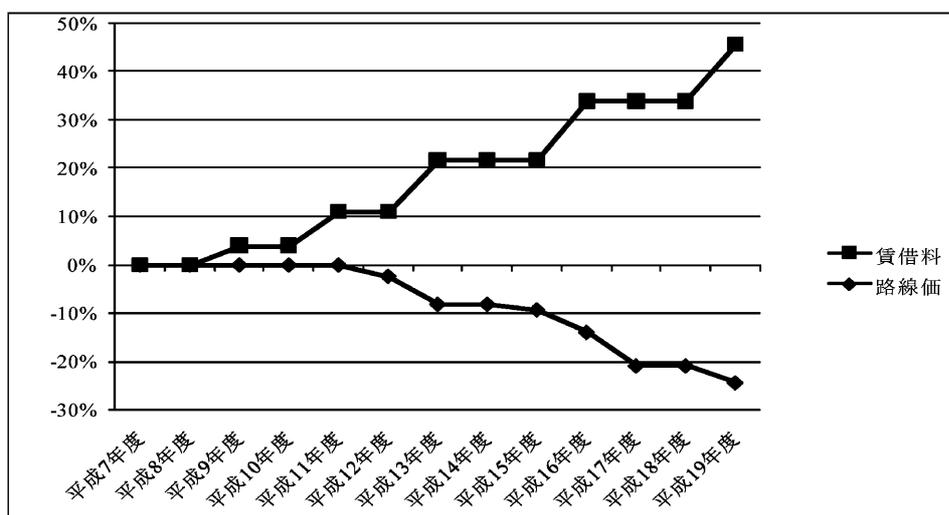
[http://tochi.mlit.go.jp/toecchi/chikakouji/point\\_03.html#1](http://tochi.mlit.go.jp/toecchi/chikakouji/point_03.html#1)

【表1.2.1-1】土地賃借料と路線価の推移

	賃借料	平成7年度比	路線価	平成7年度比
平成7年度	11,614,260	0%	86,000	0%
平成8年度	11,614,260	0.0%	86,000	0.0%
平成9年度	12,077,868	4.0%	86,000	0.0%
平成10年度	12,077,868	4.0%	86,000	0.0%
平成11年度	12,884,484	10.9%	86,000	0.0%
平成12年度	12,884,484	10.9%	84,000	-2.3%
平成13年度	14,139,348	21.7%	79,000	-8.1%
平成14年度	14,139,348	21.7%	79,000	-8.1%
平成15年度	14,139,348	21.7%	78,000	-9.3%
平成16年度	15,562,164	34.0%	74,000	-14.0%
平成17年度	15,562,164	34.0%	68,000	-20.9%
平成18年度	15,562,164	34.0%	68,000	-20.9%
平成19年度	16,927,020	45.7%	65,000	-24.4%

また、平成7年度を起点として土地賃借料および路線価の推移をグラフにすると【図1.2.1-1】のとおりとなる。

【図1.2.1-1】土地賃借料と路線価の推移グラフ



さらに、近隣の基準地価格<sup>5</sup>を含めて総合的に見るべく、舞鶴市字引土小字京橋378番3（住宅、店舗、事業所等の混在する近隣商業地域 西舞鶴高等学校から直線で北西方向約450m）及び舞鶴市字引土小字横田525番2（中小規模一般住宅、アパート等の中に農地も見られる住宅地域 西舞鶴高等学校から直線で西方向約300m）の推移を調べたところ【表1.2.1-2】のようになる。

5 国土利用計画法施行令に基づき、都道府県知事が基準地を選び、毎年7月1日現在の基準地について公表する正常な価格のことを言う。

【表1.2.1-2】基準地価格の推移

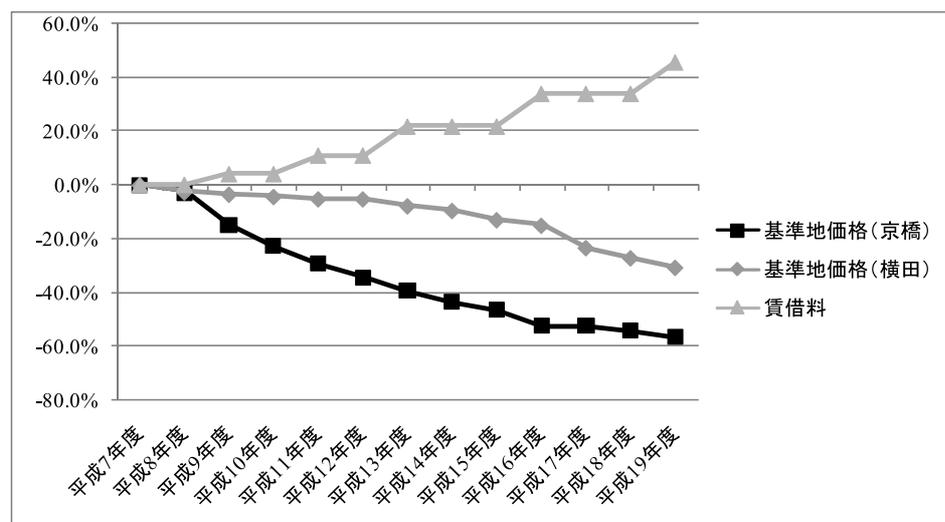
	舞鶴市字引土小字京橋378番3		舞鶴市字引土小字横田525番2	
	基準地価格	平成7年度比	基準地価格	平成7年度比
平成7年度	198,000	0.0%	116,000	0.0%
平成8年度	193,000	-2.5%	113,000	-2.6%
平成9年度	169,000	-14.6%	112,000	-3.4%
平成10年度	153,000	-22.7%	111,000	-4.3%
平成11年度	140,000	-29.3%	110,000	-5.2%
平成12年度	130,000	-34.3%	110,000	-5.2%
平成13年度	120,000	-39.4%	107,000	-7.8%
平成14年度	112,000	-43.4%	105,000	-9.5%
平成15年度	106,000	-46.5%	101,000	-12.9%
平成16年度	94,500	-52.3%	98,600	-15.0%
平成17年度	93,700	-52.7%	89,000	-23.3%
平成18年度	90,800	-54.1%	84,600	-27.1%
平成19年度	86,000	-56.6%	80,500	-30.6%

(注) 地価調査は、国土利用計画法施行令第9条により、知事が毎年1回、基準地の正常な価格を判定するため実施しているものです。

出典：京都府ホームページ

また、平成7年度を起点として土地賃借料および基準地価格の推移をグラフにすると【図1.2.1-2】のとおりとなる。

【図1.2.1-2】土地賃借料と基準値価格の推移グラフ



この土地は、舞鶴市所有のものではなく、13名の個人が所有しているものである。舞鶴市は、昭和39年11月1日に、当該土地を市民球場として使うために借り受けた。その後、西舞鶴地区に本格的な運動場が完成したため、舞鶴市は市民球場の用途廃止を行った。

そして、昭和55年4月1日より、京都府が賃借料を支払うことにより西舞鶴高校の専用グラウンドとなる。この際、舞鶴市と地権者の契約を解除して、京都府と地権者とが新たに契約を締結するのはなく、京都府が舞鶴市から転賃借することとなった。

1.2.2. 西舞鶴高等学校の土地賃借の問題点

当該グラウンドの必要性について、生徒数850名（平成19年5月1日時点）を基準にすると、第1グラウンドは17,888㎡（1人当たり21.0㎡）、第2グラウンドは9,856㎡（1人当たり11.6㎡）、合計27,744㎡（1人当たり32.6㎡）ある。これに対して、京都府平均1人当り運動場は22.1㎡であるため、第1グラウンドだけであっても決して狭すぎるということはない。

また、高等学校を設置するために必要な最低基準として求められる運動場面積は8,400㎡であるが（高等学校設置基準14条）第1グラウンドだけでもこの基準はクリアしている。

このような状況から第2グラウンドが必要不可欠のものとは言いえない。しかし、視察に行った際には、放課後に高校生が第2グラウンドを活用して部活動に勤しむ様子が確かめられた。このため、第2グラウンドは必要不可欠のものとは言いえないが、ある程度有効に利用されているものと考えられる。

次に、土地賃借料について検討したい。京都府教育庁と舞鶴市との間で結ばれた土地賃貸借契約書第4条3項には賃借料に関して次のように定められている。すなわち、「経済情勢の著しい変動その他やむを得ない理由により、第1項の賃借料を改定する必要があるときは、甲乙協議してその額を定める。」とある。したがって、賃借料を改定する場合には、経済情勢の著しい変動その他やむを得ない理由が必要である。

そこで、経済情勢の変動を反映する路線価の状況を見てみると【表1.2.1-1】のとおり、平成7年度において86,000円であった路線価は、平成19年度において67,000円に下落しており、約24.4%の減少である。仮に、経済情勢の変動を反映するべく、路線価に比例させて賃借料を決定するならば、平成19年度における賃借料は、8,778,220円となるはずである。さらに、都道府県により定められる基準地価格のうち、京橋378番3に至っては平成7年度から平成19年度までに約56.6%の減少であるから、これを反映させて賃借料を決定するならば、平成19年度における賃借料は、5,044,578円となるはずである。

ところが、実際の賃借料の改定状況を見ると、上表のとおり2年ないし3年ごとに約4～10%ずつ増加している。平成7年度と平成19年度を比較すると約45.7%も増加し、16,927,020円となっている。これは、経済情勢の変動を反映した5,044,578円の3.36倍もの金額である。このような賃借料の改定状況は、経済情勢の変動を反映しないものである。

この経済情勢の変動に逆行する賃借料の設定について、京都府教育庁は「その他やむを得ない理由」があったと考えている。すなわち、過去から舞鶴市と地権者との間で一定の考え方に依拠した計算式により、賃借料を決定してきた経緯があるというのである。その計算方法の直近のものは表【表1.2.2】に示したとおりである。

【表1.2.2】賃借料算定資料

①	前年度の固定資産税評価額の㎡単価を0.7で割り戻す。(これは、固定資産税評価額が、地価公示価格の通常70%を目安に決められていることから、0.7で割り戻して当該土地の地価公示価格ベースを算出するということになる。) 平成19年度の賃料を求めたケースでは、前年度の固定資産税評価額の㎡単価は51,126円/㎡、地価公示ベースの単価は、 $51,126\text{円}/\text{㎡} \div 0.7 = 73,037\text{円}/\text{㎡}$ となる。
②	①によって求めた価格に利率3%を乗じ、12で割って借地料月額基準単価を求める。(3%を期待利回りとしている。所管部局の説明では、平成16年9月17日近財審理第277号の期待利回りを準用しているとのことである。) 平成19年度の賃料を求めたケースでは、借地料月額基準単価は $73,037 \times \text{円}/\text{㎡} \times 0.03 \div 12 = 182.59\text{円}/\text{㎡}$ となる。
③	旧借地料月額単価から旧月額固定資産税額単価を控除して旧借地料月額基準単価を求める。 平成19年度の賃料を求めたケースでは、旧借地料月額単価は131.58円/㎡であり、旧月額固定資産税額単価は32.91円/㎡であったとのことであるから、旧借地料月額基準単価は $131.58\text{円}/\text{㎡} - 32.91\text{円}/\text{㎡} = 98.67\text{円}/\text{㎡}$ となる。
④	③で求めた旧借地料月額基準単価を②で求めた借地料月額基準単価で除して借地料比準値を求め、1未満であれば、旧借地料月額基準単価 $\times 1.05$ と借地料月額基準単価のいずれか低い方の額とする。 平成19年度の賃料を求めたケースでは、旧借地料月額基準単価は98.67円/㎡であり、借地料月額基準単価は182.59円/㎡であることから、借地料比準値は、 $98.67\text{円}/\text{㎡} \div 182.59\text{円}/\text{㎡} = 0.54$ である。旧借地料月額基準単価 $\times 1.05 = 103.60\text{円}/\text{㎡}$ 、借地料月額基準単価182.59円/㎡だから、改定率は1.05となる。
⑤	③で求めた旧借地料月額基準単価④で求めた改定率を乗じ、新月額固定資産税額単価を加算し、月額新借地料単価を求める。 平成19年度の賃料を求めたケースでは、旧借地料月額基準単価は98.67円/㎡、改定率は1.05であり、新月額固定資産税額単価は $\times 39.52\text{円}/\text{㎡}$ であったとのことであるから、月額新借地料単価は $98.67\text{円}/\text{㎡} \times 1.05 + 39.52\text{円}/\text{㎡} = 143.12\text{円}/\text{㎡}$ 、総額は $143.12\text{円}/\text{㎡} \times 9,856\text{㎡} \times 12\text{ヶ月} = 16,927,088\text{円}$ となる。

ただし、期待利回りや改定率等については契約更新時に変更されている場合がある。

なお、京都府教育庁においても過去に賃借料の見直し期間を延ばしたり、引き上げ上限の抑制を行うなどの一定の努力は認められる。また、今回の改定協議の際にもルール変更を申し出ることを計画しており、前向きな対応は評価できる。

しかしそれでもなお、路線価は約24.4%減少しているにもかかわらず、賃借料は当初契約時の11,614千円から16,927千円に5,313千円増額(約45.7%増加)して府の負担が大幅に増えている現状に問題があり、あらゆる手法を駆使して

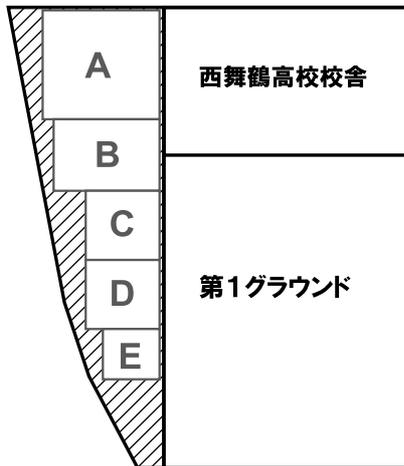
年間賃借料の減額に向けた取り組みを行う必要がある。過去に行った賃借料の抑制努力をもってしても、現在の地価傾向に逆行する賃借料は説得力を持つものではない。

### 1.2.3. 土地賃借における改善策

次回の契約更新時には、舞鶴市からの転賃借契約という形をやめ、第2グラウンドのうち必要な箇所についてだけ個別に地権者と交渉し土地賃貸借契約を締結するべきである。

第2グラウンドは、大きくA地区（約3,707㎡）、B地区（約605㎡（京都府所有地1,011㎡を除く））、C地区（約1,572㎡）、D地区（約1,374㎡）、E地区（約1,178㎡）その他の地区（約1,420㎡）に分けることができる。

【図1.2.3】第2グラウンド敷地図



A地区は、主にソフトボールグラウンドとして頻繁に利用されている。B地区、C地区はテニスコートとして頻繁に利用されている。D地区、E地区はあまり利用されていない。また、その他の地区は三角形の土地であり、利用されていない。このような利用実態を考慮すれば、A地区、B地区、C地区の必要性が高く、それ以外の箇所の必要性は低いと判断できる。

ここで、第2グラウンドは、地権者1名の一筆の土地ではなく、地権者が13名存在することに注目してほしい。第2グラウンドの過去の経緯により、契約形態が舞鶴市からの転賃借契約となっているため、京都府はさも一筆の土地であるかの如く認識している。しかし、必ずしも舞鶴市との転賃借契約による必要はなく、各地権者と京都府が個別に土地賃貸借契約を結ぶことも可能である。

このように第2グラウンドを一筆の土地ではなく、実際の所有者別に分解すると次のようになる。

【表1.2.3】地番別の土地面積表

	地番	面積 (㎡)	面積按分した借地料	
A地区	455	945	1,622,974	
	456	833	1,430,622	
	457	601	1,032,177	
	458	552	948,023	
	459	476	817,498	
	459-3	300	515,230	
A地区 小計		3,707	6,366,524	
B地区	460	380	652,625	
	462	449	771,127	
B地区 小計		829	1,423,752	
C地区	463	337	578,775	川沿い三角地なので不要
	464	1,011	1,736,325	
C地区 小計		1,348	2,315,100	
D地区	465	1,011	1,736,325	利用の少ない個所であり不要
	466	363	623,428	利用の少ない個所であり不要
D地区 小計		1,374	2,359,753	
E地区	467	92	158,004	利用の少ない個所であり不要
	468	85	145,982	利用の少ない個所であり不要
	469	1,001	1,719,150	利用の少ない個所であり不要
E地区 小計		1,178	2,023,136	
その他	470	221	379,553	利用の少ない個所であり不要
	471	677	1,162,702	利用の少ない個所であり不要
	472	522	896,500	利用の少ない個所であり不要
その他小計		1,420	2,438,755	
	合計	9,856	16,927,020	

このようにしてみると、利用頻度の低いD地区、E地区及びその他地区の土地463 (337㎡)、465 (1,011㎡)、466 (363㎡)、467 (92㎡)、468 (85㎡)、469 (1,001㎡)、470 (221㎡)、471 (677㎡)、472 (522㎡) が本来独立した土地であることがわかる。この利用頻度の低い土地に対して支払っている賃借料は、実に年間7,400,419円になる。

このように賃借している土地を細分化して必要性を見直し、賃借する土地を必要な部分だけに絞ることで、賃借料は9,526,601円にまで削減できる。これは1年当り7,400,419円、43.7%の削減であり、将来当該土地を賃借する限り毎年継続的に発生することが見込まれた支出であるため、累積すれば大きなコスト削減となる。換言すれば、京都府は過去に大きな冗費を負担してきたことになるのではないだろうか。

したがって、京都府としては、上記9筆の土地の地権者7名と個別に交渉し、新たな土地賃貸借契約を締結すべきである。

### 1.3. 高校生等修学支援事業について

#### 1.3.1. 高校生等修学支援事業の現状

京都府教育庁では、平成14年度より高校生等修学支援事業を行っている。

高校生等修学支援事業は、教育の機会均等を図り、もって社会の発展に寄与する人材の育成に資するため、高等学校等に在学する者で、勉学意欲がありながら経済的理由により修学が困難なものに対し、修学資金を貸与する制度である(京都府高等学校等修学資金の貸与に関する条例)。

所管は教育庁指導部高校教育課であり、貸付・回収を行っている。なお、貸付対象は、府立高校だけでなく、私立高校に通う生徒も含まれている。

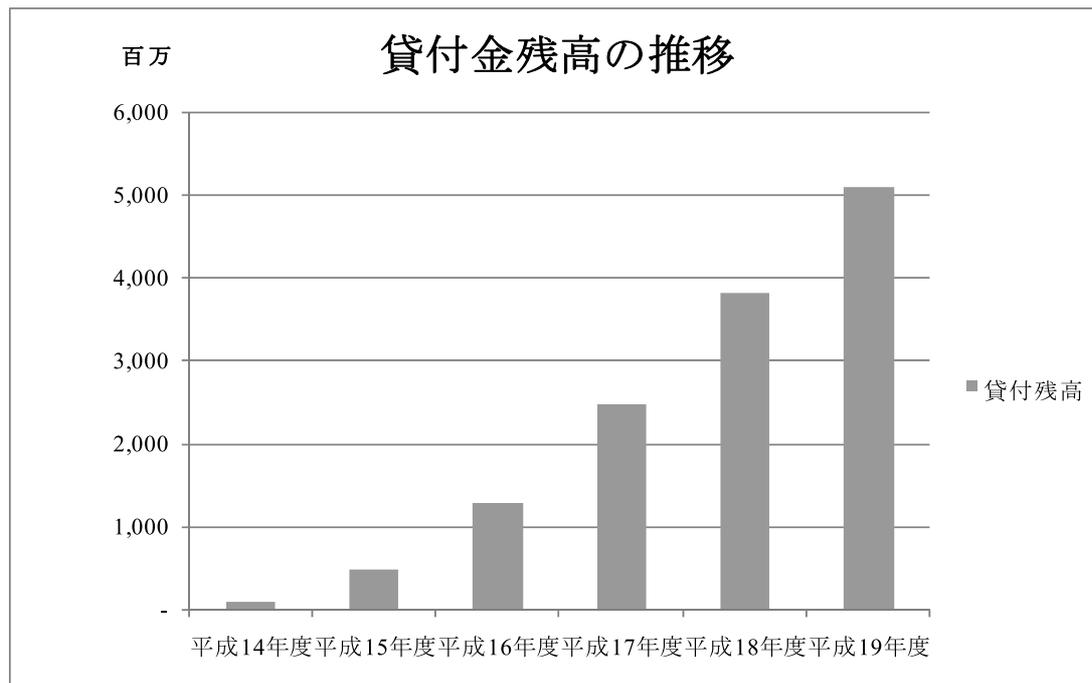
平成14年以降の、新規貸付金額、貸付金残高、回収金額は下表のとおりである。

【表1.3.1】貸付金等の推移

(単位：円)

	貸付額			回収額	貸付残高	うち、延滞債権	
	修学金	修学支度金	計			期限到来済	延滞率
平成14年度	83,579,000	-	83,579,000	-	83,579,000		
平成15年度	404,150,000	-	404,150,000	917,750	486,811,250		
平成16年度	791,835,000	-	791,835,000	3,727,950	1,274,918,300		
平成17年度	1,116,421,000	97,000,000	1,213,421,000	21,916,600	2,466,422,700		
平成18年度	1,298,945,000	127,750,000	1,426,695,000	77,522,120	3,815,595,580		
平成19年度	1,330,592,000	104,350,000	1,434,942,000	157,214,100	5,093,323,480	52,589,128	16.8%
合計	5,025,522,000	329,100,000	5,354,622,000	261,298,520	-		

【図1.3.1】貸付金残高の推移



平成17年度、独立行政法人日本学生支援機構が実施する日本育英会高校奨学金が都道府県に移管され、また、京都府独自に入学一時金を創設する等の充実を図っている。このため、平成17年度からの新規貸付金額は特に大きくなっている。

平成19年度末時点において期限到来済みで未回収の貸付金は、延べ6,353件、52,589,128円である。平成19年度末までに回収期限が到来し、かつ回収済みの貸付金が261,298,520円であるから、延滞率は16.8%となる(52,589,128 ÷ (52,589,128 + 261,298,520) = 16.8%)。

### 1.3.2. 高校生等修学支援事業の問題点

問題点 1...回収懸念債権の総額を把握できていない

たとえば、Aさんに対する債権のうち既に回収期限が到来しているものについて延滞が発生しているならば、将来に回収期限が到来する部分についても延滞が発生することが見込まれる。

このため、回収懸念債権を把握するに当たっては、延滞が発生している債務者に対する貸付金総額を把握しなければならない。また、そうすることによって、総額どれだけの貸付金に回収懸念があるかをタイムリーに把握することができる。なお、このような回収懸念債権の認識は、金融機関を始め企業会計においては、ごく一般的な考え方である。

ところが京都府では、延滞債権について、既に回収期限が到来し、かつ未回収のものだけをその集計範囲としているのみである。つまり、たとえばAさんに対する貸付金の回収が延滞していても、既に回収期限が到来しているものだけが延滞債権として認識するだけであり、Aさんに対する回収期限が未到来である債権残額も含めた回収懸念債権総額については把握していない。あたかも、回収期限が到来した債権は回収できなくても、今後回収期限が到来するものは回収可能であるかのようである。もちろん、結果として回収できることもあるだろうが、回収不能となる蓋然性は高くなるものである。結果として、貸付金総額のうちどれだけ回収懸念債権があるかを把握していないことに問題がある。

【表1.3.2】回収懸念債権の範囲

延滞債権の範囲

	回収期限到来済み	回収期限未到来
回収済み	-	-
未回収	○	-

回収懸念債権の範囲

	回収期限到来済み	回収期限未到来
回収済み	-	-
未回収	○	○

ここで、実際の回収懸念債権を推計してみたい。すなわち、延滞率を用いて、回収期限未到来分も含めた回収懸念債権を推計する。平成19年度末の貸付残高に延滞率16.8%を掛けると、実に約8億5千万円もの回収懸念債権が存在していると推計される。これに対して、回収期限が到来している延滞債権52,589,128円だけを認識する京都府の方法との差異は、約8億円にもなる。

回収期限が到来している延滞債権だけしか認識しない現状のやり方では、多額の回収懸念債権が発生している実態を過小評価し、対応を後手に回してしまう原因となる。このため、既に回収期限が到来している延滞債権の把握だけでなく、回収期限が未到来のものも含め回収懸念債権全体の状況を把握し、回収策を検討しなければならない。

また、毎年の貸付額に延滞率16.8%を掛けると、毎年貸し付けた額のうち、どれだけが回収懸念債権となるか推計することができる。たとえば、平成19年度であれば貸付額が14億3,494万円であるから、これに延滞率16.8%を掛けて、2億4,106万円が回収懸念債権となると推計できる。これら全てが回収不能となるわけではないが、これだけの額の回収懸念債権が毎年発生するという実態を把握することが肝要である。

これに修学支援事業に携わる京都府職員の人件費や諸経費を加算したものが、修学支援事業を維持し、高校生等に教育機会を与えるための実質的なコストである。高校生等に教育機会を与える修学支援事業は有意義な制度であり、これを否定するものではない。しかし、修学支援事業を維持し教育の機会均等を図るために、府民がどれだけのコストを負担しているのか、明らかにしなければならない。

問題点2...人員の不足

近い将来、回収業務は倍増することが予想される。たとえば、高校1年生で修学支援を受けた学生が、大学に進学した場合、大学卒業後から返済が始まる。したがって、貸付けから回収開始までに7年間（高校3年間+大学4年間）かかることになる。このため、制度の利用が本格化した平成17年度から起算すると、少なくとも平成23年度までは貸付金残高が増加し続けると予想される。

これに伴い回収業務量も、平成23年度までは増加し続けると考えられる。ところが、平成20年度において高校教育課奨学担当10名（職員8名（文教課併任1名含む）、臨時職員2名）のうち、3名が専属で回収業務に携わるのみである。延滞率が16.8%と高く、平成19年度末で既に延べ6千件を超える未回収が発生しているにもかかわらず、回収業務の専属が3名だけというのは、いかにも人員不足である。このように、現状既にマンパワーが不足しているうえに、将来業務量はさらに増加するのである。

しかし、そのような現状と将来を見据えた人員配置、督促・回収事務制度の構築がなされていない点に問題がある。

1.3.3. 高校生等修学支援事業についての改善策

改善策1...配置転換による人員充実と情報整備

そこでまず、現在の業務量と人員のバランスを把握することが必要である。全ての延滞先に督促を実施できているかどうかをチェックする。その前提として、滞留債権の回収プロセスを定めた回収マニュアルを作成しなければならない。このマニュアルをもとに、十分な督促手続をどの程度の割合実施できるのかを把握する。

次に、将来貸付金残高がどれだけ増えるかを推測し、それに現状の延滞率をかけて、年間何件程度の督促業務が必要になるかを計算する。

こうすることで、将来どれだけの人員が不足するかを把握し、貸付・回収体制を整備しなければならない。なお、後述する各高等学校等での事務職員の適正配置による人員の削減が可能となれば、配置転換を行うなどして、当該業務に割り当てるべきであろう。こうすることで、人的資源を有効活用することができる。

改善策2...債権回収業務専門部署の設置

教育庁を含め、京都府全体で見ると、高校生等修学支援事業の債権回収を行う高校教育課の他にも、債権回収を行う部署がいくつも存在する。母子福祉資金貸付金（京都府）の回収、定時制及び通信制課程修学奨励金（京都府教育委員会）の回収等々が挙げられる。縦割り行政の中では困難かもしれないが、これらから生じる延滞債権と併せて、債権回収業務を一元的・専門的に扱う部署を設置することで、京都府全体として無駄のない効率的な債権管理・回収が行える

ようになる。

1.4.英語指導助手の帰国旅費について

1.4.1.英語指導助手の帰国旅費の現状

各府立学校にAETが配置されている。AETは、Assistant English Teacherの略であり、海外から招致した英語指導助手である。

AETは、JETプログラムに基づき、日本へ招致されている。JETプログラムは、「語学指導等を行う外国青年招致事業」(The Japan Exchange and Teaching Programme)の略で、地方公共団体が総務省、外務省、文部科学省及び財団法人自治体国際化協会(CLAIR)の協力の下に実施している。その目的は、主に海外の青年を招致することによって、日本全国の学校等で国際交流と外国語教育を支援し、地域レベルで草の根の国際化を推進することにある。

平成19年度におけるAETの人数等は【表1.4.1-1】のとおりである。

【表1.4.1-1】AET人数表

H19.4.1現在	H19年度帰国者	H19年度新規着任者	H20.3.31現在
35	16	16	35

このAETに対する帰国旅費のなかでも、特に航空チケット購入代金について見てみたい。

AETに対しては、その帰国に要する航空券又は相当額を京都府教育庁が支給することとなっている(英語教育に関する外国人嘱託員取扱要綱第10条)。実際の運用においては、日本から本国の出発国際空港までの航空券相当額として、制限付きノーマルエコノミー航空運賃相当額(以下、「Y2公示運賃額」という。)が支給されている(英語指導助手に係る帰国旅費の取扱について。教育庁指導部高校教育課長。平成19年7月6日)。

当年度において京都府が負担したAETの帰国旅費(Y2公示運賃)は【表1.4.1の2】のとおりである。なお、Y2公示運賃額の支給については、現金を先渡ししている(Y2:予約クラスのこと。日付・航空会社は変更可能であるが、途中降機は不可のチケット。どの航空会社でも同じ料金であり、エコノミー普通運賃のなかで一番安いのが、格安チケットに比べればかなり高い。乗換回数に制限がある。)

【表1.4.1-2】AETの帰国旅費

No	帰国先	帰国旅費支給額(円)
1	南アフリカ ヨハネスブルク	802,560
2	南アフリカ ヨハネスブルク	800,400
3	アイルランド ダブリン	448,910
4	アイルランド ダブリン	444,580
5	イギリス ヒースロー	434,080
6	イギリス ヒースロー	433,610
7	カナダ トロント	303,820
8	ニュージーランド クライストチャーチ	296,030
9	ニュージーランド クライストチャーチ	293,660
10	アメリカ カンザスシティ	270,110
11	アメリカ ニューヨーク	262,790
12	アメリカ ボルチモア	262,490
13	アメリカ ニューオーリンズ	248,600
14	ニュージーランド オークランド	201,020
15	アメリカ ポートランド	198,410
16	アメリカ ポートランド	198,390
合計		5,899,460

## 1.4.2. 英語指導助手の帰国旅費の問題点

## 問題点1...実費負担となっていない

「英語教育に関する外国人嘱託員取扱要綱第10条第2項」に定められているとおり、帰国旅費は京都府教育庁が支給するが、具体的にはY2公示運賃額を支給している。

一般的に、帰国するための航空チケットの購入代金には、Y2公示運賃額のほか、燃料特別付加運賃（いわゆるサーチャージ料）等が含まれる。ところが、AETに対して支給されるのはY2公示運賃額だけであるから、燃料特別付加運賃等が不足することになる。したがって、AETがY2チケットを購入して帰国した場合には、燃料特別付加運賃等を自己負担しなければならず、問題がある。

たとえば、関西国際空港～ヨハネスブルグ（南アフリカ）の場合、Y2公示運賃額798,100円を現金にて支給しているが、燃料特別付加運賃等（市況にもよるが数万円程度）を別途AETが自己負担したことになる。

つまり、AETが「英語指導助手に係る帰国旅費の取扱について」に定められているとおりY2チケットを購入して帰国すれば、AETの自己負担が発生してしまうのである。

## 問題2...渡し切りになっている

もうひとつの問題が、帰国旅費の支給形態である。

「英語教育に関する外国人嘱託員取扱要綱」第10条第2項において、英語指導助手の旅費は京都府旅費条例に定めるところにより支給されることとされる。

京都府旅費条例第13条第2項では、「京都府職員で概算払いに係る旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した後、所定の期間内に当該旅行について、旅費の精算をしなければならない」とされ、さらに、同第3項では、「支出命令権者は精算の結果過払金があった場合には、所定の期間内に当該過払金を返納させなければならない」と定められている。また、第18条では、航空賃については、現に支払った旅客運賃によることが定められている。このような精算手続は、社会通念に照らしても当然に求められる手続である。

ところが、AETに対しては概算で現金が先渡しで支給されるのみであり、その後の精算は行われていない。このため、AETに対して支給した資金が、実際にどのように使われたかは京都府教育庁では把握していない。

京都府教育庁は、AETの帰国日程が変更になったときにも柔軟な対応ができるように、Y2チケット公示運賃額を支給している。これは格安チケットにはないY2チケットのメリットである。ところがこのような京都府教育庁の意図に反して、万が一、AETがY2チケットを購入せずに格安チケットを購入して帰国した場合には、Y2公示運賃額と格安チケット価格との差額を京都府教育庁に返金しなかったとしても、京都府教育庁は知る由もないのである。仮にAETが格安チケットを購入して帰国したのであれば、たとえば2008年10月17日発 タイ国際航空 大阪/関西国際空港（乗継あり）からヨハネスブルグ行きの大入1人75,000円（JTB）+ 燃油特別付加運賃との差額約70万円はAETのものとなる。

このように現在の支給方法では、支給したお金が積算基礎どおりのチケット購入に使用されたかどうか不明であるため、問題がある。

## 1.4.3. 英語指導助手の帰国旅費の改善策

## 改善策1...AETに対しては、帰国旅費の実費を負担するよう規程を改訂する

AETに対して支給する額に、燃油特別付加運賃等を含め実費とするべきである。そのために、関連諸規程を改訂する必要がある。

## 改善策2...帰国後の精算を行う、もしくは、チケットの現物を支給する

AETが実際に利用した航空チケットの半券、領収書等を入手し、支給した資金が正しく使用されたことを事後的に確かめなければならない。もしくは、航空チケットの現物支給をしなければならない。

なお、これらの2つの改善提案に関して、京都府教育庁では平成21年度より改善する取り組みを既に始めている。具体的には、平成21年度帰国者からは、航空チケットを現物支給することとし、関係諸規定を改訂整理しているところである。

過去の運用に問題はあったものの、これを自ら改善するよう取り組んでいる点は評価できる。

## 1.5. 効率的な学校運営について

## 1.5.1. 人員配置について

平成19年度歳出入内訳によれば、高等学校費39,779百万円のうち人件費が32,123百万円を占めている（80.7%）。これより財政的側面における効率的な学校運営のためには、人件費の見直しが重要であることがわかる。人件費は人員数に比例するという前提に立ち、教員数と事務職員数に分けて検討する。

近畿他府県との1校当たりの教員数・事務職員数の比較は、【表1.5.1-1】のとおりである。